

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要領

制定 平成27年4月17日

改正 平成28年4月 4日

改正 平成29年3月30日

改正 令和 3年3月26日

改正 令和 4年3月31日

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金の交付については、ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（制定：平成27年静岡県告示第395号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 補助の対象及び補助額の算出（別表1及び別表2関係）

- (1) 要綱別表1に規定する「知事が別に定める区域」とは、ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域（市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要なと県が認定するふじのくにフロンティア地域循環共生圏に市町が設ける区域）をいう。
- (2) バイオマス熱利用若しくはバイオマス発電のための設備については、バイオマス依存率が60%以上のものを対象とする。
- (3) バイオマス熱利用又はバイオマス発電の設備導入事業については、森林・林業交付金交付要綱に基づく交付金を活用する設備は対象外とする。

第2 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

- ア 事業者の概要（要領様式第1号（市町の場合は不要））
- イ 事業費用の配分（要領様式第2号）
- ウ 事業の概要（共通）（要領様式第3号）
- エ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第4号）
- オ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- カ 登記事項証明書
- キ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ク 過去3年分の決算書
- ケ 納税証明書（県税）
- コ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書 等）

- (2) 要綱第4(2)の提出期限は5月15日（土曜・日曜日、祝日にあたる場合はその直前の平日まで）とする。ただし、予算の範囲内において、必要に応じ追加募集を行うことがある。

第3 採択

- (1) 審査

交付の申請を受け、事業内容、事業計画等について審査を行うものとし、必要に応じ、学識経験者、関係分野の専門家等により構成する審査会を開催する。

(2) 採択優先順位

審査会では、ヒアリングによる審査を行い、採択に関する優先順位を決定する。

第4 その他の指示事項等

(1) 契約方法

交付の決定を受けた事業者が、補助事業に係る契約を締結する場合において、執行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。競争入札によりがたい場合は、2社以上の相見積によるなど価格の妥当性について根拠を明確にするべきこと。

(2) 事業期間

補助事業を着手した日の属する年度中（当該年度の3月31日まで）に完了すること。ただし、本補助事業が国庫補助金の採択を受け、間接補助金となった場合は、2月15日までに事業を完了すること。

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月4日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。